



認可保育所・地域型保育事業・既存施設連携型1・2歳児保育所整備

重点相談の実施について

◆◇重点相談期間◇◆

令和4年10月21日（金）～令和4年11月30日（水）

横浜市こども青少年局
保育・教育部 こども施設整備課
〒231-0017
横浜市中区本町6-50-10
TEL：045-671-4146
FAX：045-550-3607



重点相談の実施について

1 重点相談期間とは

令和6年4月開所に向けた整備計画について、具体的な案件として把握し、整備にかかる準備等を円滑に進めていけるよう、相談を受け付けます。

2 重点相談期間中にご相談いただける整備案件

- (1) 新設認可保育所・分園の整備(内装整備費補助事業・自主整備事業いずれも含みます)
- (2) 小規模保育事業の整備
- (3) 既存施設連携型1・2歳児保育所の整備

3 重点相談期間

	重点相談
重点相談期間	令和4年10月21日 ~ 11月30日
対象地域	「整備が必要な地域一覧」参照

4 相談方法

電話でご予約のうえ、位置図・平面図等、計画概要がわかる書類をお持ちください。

■ 重点整備地域・整備が必要な地域・各区の保育ニーズ に関すること

【担当窓口】 横浜市こども青少年局 保育対策課

【電話番号】 045-671-4469

【メールアドレス】 kd-hoikutaisaku@city.yokohama.jp

【担当者】 湯淺、奥井

■ 重点相談の予約、施設設備基準・申請手続等 に関すること

【担当窓口】 横浜市こども青少年局 こども施設整備課

【電話番号】 045-671-4146

【メールアドレス】 kd-koseibi@city.yokohama.jp

【担当者】 (新設認可保育所・分園の整備に関する) 濱島、白岩、石神

(小規模保育事業の整備に関する) 後藤、遠藤、窪田

(既存施設連携型1・2歳児保育所の整備に関する)

・分園・認可乳児保育所 濱島、白岩、石神

・地域型保育事業 後藤、遠藤、窪田

5 各事業

【目次】

(1) 新設認可保育所・分園の整備（内装整備費補助事業・自主整備事業 いずれも含みます）	p 2
(2) 小規模保育事業の整備	p 5
(3) 既存施設連携型1・2歳児保育所の整備	p 7

(1) 新設認可保育所・分園の整備（内装整備費補助事業・自主整備事業 いずれも含む）

ア 対象事業者

次のア～カの全てに該当し、法人格を有するものとします。

※自主整備事業の場合は、イの要件を満たさない事業者でも申請可能です。

- | |
|---|
| <p>ア 整備物件を確保、又は整備開始までに確保できる見込みがあること。
（貸与物件の場合は、横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第16条及び17条による）</p> <p>イ <u>令和3年4月1日から継続して、認可保育所、幼保連携型認定こども園（※1）、地域型保育事業における事業所内保育事業又は小規模保育事業、自治体認証保育所、横浜保育室、企業主導型保育事業（※2）を良好な内容で運営（※3）していること。</u></p> <p>※1 ただし、1歳児の受け入れを行っている施設であること。</p> <p>※2 <u>地方公共団体による立入調査により認可外保育施設指導監査基準を満たす旨の証明書が発行されていることが必要となります。</u></p> <p>※3 <u>監査結果・立ち入り調査等により重大な指摘がなされていないこと。</u></p> <p>ウ 社会福祉法人以外の法人の場合は、「保育所の設置認可等について」（平成26年12月12日雇児発1212第5号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）の審査基準を満たすこと。</p> <p>エ 認可保育所を設置・運営するに当たって、必要な資力・信用があること。</p> <p>オ 児童福祉法における欠格事由を有しないこと。
（例：不正受給等の重大な過失に関する指導を自治体等から受けていないこと。）</p> <p>カ その他、市長が不相当と認める事由を有していないこと。</p> |
|---|

令和6年4月に向けた 横浜市民間保育所 整備が必要な地域一覧

「整備が必要な地域」は、経年の待機児童数や保留児童数、申請動向等を踏まえて設定していますが、今後の整備募集や利用申請の状況により、変動する場合があります。

重点整備地域

区	対象エリア
港北	【日吉駅周辺】 箕輪町一～三丁目、日吉本町一丁目、日吉一～四丁目（駅徒歩10分圏内）

整備が必要な地域

区	対象エリア	区	対象エリア
神奈川	【反町駅（駅徒歩10分圏内）】 松ヶ丘、上反町、泉町 【横浜・ポートサイド地区周辺】 栄町、青木町、金港町、大野町、鶴屋町一～二丁目	旭	【二俣川駅（駅徒歩5分圏内）】 二俣川一～二丁目、本宿町、本村町 【鶴ヶ峰駅北口（徒歩10分圏内）】 白根一丁目、鶴ヶ峰一～二丁目、鶴ヶ峰本町一～二丁目、今川町、四季美台
港北	【綱島駅周辺】 綱島東一～六丁目 【日吉本町駅周辺】 日吉本町二～五丁目	戸塚	【戸塚駅（駅徒歩10分圏内）】 吉田町、戸塚町[①JR線線路より東側 ②国道1号（旧東海道）より西側（ただし、バスセンター前交差点から戸塚小学校入口交差点までの商業及び近隣商業地域を除く） ③戸塚小学校入口交差点より南側]、矢部町、上倉田町
栄	【大船駅周辺】 笠間一～五丁目		

【整備か所数について】

各エリアの整備か所数については、他の整備事業募集（小規模保育事業、既存施設連携型1・2歳児園、事業所内保育事業、家庭的保育室）の申請状況等も踏まえ、総合的に判断し決定します。そのため、上記エリアでの申請であっても採択されない場合があります。

【お問合せ先】

＜整備が必要な地域に関すること＞

担当部署：こども青少年局保育対策課

電話番号：045-671-4469

メールアドレス：kd-hoikutaisaku@city.yokohama.jp

＜設備基準や申請に関すること＞

担当部署：こども青少年局こども施設整備課

電話番号：045-671-4146

メールアドレス：kd-koseibi@city.yokohama.jp

※整備の際の定員構成については、敷地規模や地域の実情等を踏まえて横浜市との協議に応じていただきます。なお、保育ニーズの高い1歳児枠を確保するために、0歳児定員は原則設けないこととします。

- ※横浜保育室からの移行に関しては、上記のエリア外での申請も受付けます。
- ※横浜市大規模共同住宅の建築等に際する保育施設等の設置の協力要請に関する要綱に基づき、令和6年4月に向けては、神奈川区羽沢国大駅周辺及び港北区綱島東口周辺で開発事業者と調整中です。

次ページあり

(2) 小規模保育事業の整備

ア 対象事業者

次の全てに該当し、法人格を有するものとします。

- ア 法人格を有するものとします。(政治的な目的のために結成された法人、暴力団経営支配法人等を除く。)
- イ 小規模保育事業を設置・運営するにあたって、必要な資力・信用があること。
- ウ 「整備が必要な地域」に指定されているエリアにおいて、整備物件を確保し、又は整備開始までに確保できる見込みがあること。(賃借物件による場合は、横浜市家庭的保育事業等認可・確認要綱(以下「認可・確認要綱」という。)第14条による)
- エ 児童福祉法における欠格事由を有しないこと。
(例：不正受給等の重大な過失に関する指導を自治体等から受けていないこと。)
- オ その他、市長が不相当と認める事由を有しないこと。

【補助対象事業者の場合】

上記ア～オに加えて、令和4年4月1日から申請時点まで継続して、認可保育所・幼稚園・認定こども園・横浜保育室・自治体の認証保育所・地域型保育事業(居宅訪問型保育事業は除く)・認可外保育施設のいずれかを運営していること。

イ 小規模保育事業の要件

新たに整備する小規模保育事業は、原則次に掲げる要件を満たすこととします。

- ア A型・B型の6人から19人までとします。
- イ 各年齢の定員は持ち上がりできる定員設定としてください。
- ウ 認可定員と利用定員は同人数で設定することとします。
- エ 定員設定にあたっては地域の保育ニーズに応じて横浜市との協議に応じていただきます。なお、保育ニーズの高い1歳児枠を確保するために、0歳児定員は原則設けないこととします。

令和6年4月に向けた 小規模保育事業 整備が必要な地域一覧

「整備が必要な地域」は、経年の待機児童数や保留児童数、申請動向等を踏まえて設定していますが、今後の整備募集や利用申請の状況により、変動する場合があります。

整備が必要な地域

区	対象エリア	区	対象エリア
神奈川	【反町駅（駅徒歩10分圏内）】 松ヶ丘、上反町、泉町 【横浜・ポートサイド地区周辺】 栄町、青木町、金港町、大野町、鶴屋町一～二丁目	港南	【上永谷駅（駅徒歩5～10分圏内）】 <駅徒歩5分圏内> 丸山台一～三丁目、野庭町、上永谷五丁目 <駅徒歩10分圏内> 上永谷一丁目～四丁目
旭	【二俣川駅（駅徒歩5分圏内）】 二俣川一～二丁目、本宿町、本村町 【鶴ヶ峰駅北口（徒歩10分圏内）】 白根一丁目、鶴ヶ峰一～二丁目、鶴ヶ峰本町一～二丁目、今川町、四季美台	磯子	【新杉田駅（駅徒歩10分圏内）】 杉田一丁目及び四丁目、新杉田町 【洋光台駅（駅徒歩10分圏内）】 洋光台三～五丁目
栄	【大船駅周辺】 笠間一～五丁目 【本郷台（駅徒歩10分圏内）】 小菅ヶ谷一～三丁目、桂町、柏陽、本郷台一～二丁目		

【整備か所数について】

各エリアの整備か所数については、他の整備事業募集（認可保育所、既存施設連携型1・2歳児園、事業所内保育事業、家庭的保育室）の申請状況等も踏まえ、総合的に判断し決定します。そのため、上記エリアでの申請であっても採択されない場合があります。

【お問合せ先】

<整備が必要な地域に関すること>

担当部署：こども青少年局保育対策課

電話番号：045-671-4469

メールアドレス：kd-hoikutaisaku@city.yokohama.jp

<設備基準や申請に関すること>

担当部署：こども青少年局こども施設整備課

電話番号：045-671-4146

メールアドレス：kd-koseibi@city.yokohama.jp

※整備の際の定員構成については、敷地規模や地域の実情等を踏まえて横浜市との協議に応じていただきます。なお、保育ニーズの高い1歳児枠を確保するために、0歳児定員は原則設けないこととします。

※横浜保育室からの移行に関しては、上記エリア外での申請も受け付けます。

※横浜市大規模共同住宅の建築等に際する保育施設等の設置の協力要請に関する要綱に基づき、令和6年4月に向けては、神奈川区羽沢国大駅周辺及び港北区綱島駅東口周辺で開発事業者と調整中です。

(3) 既存施設連携型 1・2 歳児保育所の整備

ア 対象事業者

次のア～クの全てに該当し、法人格を有するものとします。

- ア 令和3年4月1日以前から継続して、横浜市内において、認可保育所、認定こども園（幼保連携型及び幼稚園型）、幼稚園（横浜市私立幼稚園等預かり保育事業を行っている園に限る）（以下、保育所等）を良好な内容で運営していること。
- イ 自らが運営している保育所等（以下「既存施設」）の定員枠を活用し、新たに整備する認可乳児保育所、認可保育所分園又は小規模保育事業（A型又はB型）（以下「1・2歳児園」）の連携施設として、全ての進級枠を既存施設で設定することができる法人であること。
- ウ 整備物件を確保、又は整備開始までに確保できる見込みがあること。
（貸与物件の場合は、横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第16条及び17条による）
- エ 社会福祉法人以外の法人の場合は、「保育所の設置認可等について」（平成26年12月12日雇児発1212第5号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）の審査基準を満たすこと。
- オ 1・2歳児園を設置・運営するに当たって、必要な資力・信用があること。
- カ 1・2歳児保育所の運営開始後、利用状況等について利用者に対するアンケートを行い検証する等、横浜市と緊密な連携を図り事業を円滑に進めることができるものであること。
- キ 児童福祉法における欠格事由を有しないこと。
（例：不正受給等の重大な過失に関する指導を自治体等から受けていないこと。）
- ク その他、市長が不相当と認める事由を有していないこと。

イ 既存施設の要件

上記アの対象事業者が横浜市内で運営している施設は、原則次に掲げる要件を満たすこととします。

- ア 新たに整備する1・2歳児園により保育の提供を受ける乳幼児が、当該施設を卒園後、進級先として、当該乳幼児が小学校就学の始期に達するまで、引き続き教育又は保育を継続的に提供することが可能な定員差が設けられている施設であること。（原則、1つの施設での受入れが可能であること。）
- イ 1・2歳児園と近接する地域で、車での送迎が必要な距離に所在していること。
（車で概ね5分から15分程度）
- ウ 送迎を行う車両を有している（リースを含む）又は横浜市保育園バス購入等補助金等により購入予定であり、かつ駐車及び乗降に必要なスペースを確保できること。
- エ 1・2歳児の現定員は原則変更しないこと。ただし、3歳以上児との定員差を設ける等、事業実施のために変更が必要な場合は、本市の合意を得ること。

ウ 1・2歳児園の要件

アの対象事業者が新たに整備する1・2歳児園は、原則次に掲げる要件を満たすこととします。

- ア 定員は、認可乳児保育所又は認可保育所分園として整備する場合は20人以上45人以下、小規模保育事業（A型又はB型）として整備する場合は13人以上19人以下であること。
- イ 0歳児の定員設定は原則として行わないこと。（その他、年齢別児童の受入、又は定員外入所（入所の円滑化）については、横浜市との協議において設定）
- ウ 既存施設への送迎を希望する児童のための専用の保育室（概ね30㎡）を含めた設備を設けること。
- エ 駐車及び乗降に必要なスペースを確保すること。

令和6年4月に向けた 既存施設連携型1・2歳児園 整備が必要な地域一覧

「整備が必要な地域」は、経年の待機児童数や保留児童数、申請動向等を踏まえて設定していますが、今後の整備募集や利用申請の状況により、変動する場合があります。

整備が必要な地域

区	対象エリア	区	対象エリア
神奈川	【反町駅（駅徒歩10分圏内）】 松ヶ丘、上反町、泉町 【横浜・ポートサイド地区周辺】 栄町、青木町、金港町、大野町、鶴屋町一～二丁目	港南	【上永谷駅（駅徒歩5～10分圏内）】 <駅徒歩5分圏内> 丸山台一～三丁目、野庭町、上永谷五丁目 <駅徒歩10分圏内> 上永谷一丁目～四丁目
旭	【二俣川駅（駅徒歩5分圏内）】 二俣川一～二丁目、本宿町、本村町 【鶴ヶ峰駅北口（徒歩10分圏内）】 白根一丁目、鶴ヶ峰一～二丁目、鶴ヶ峰本町一～二丁目、今川町、四季美台	磯子	【新杉田駅（駅徒歩10分圏内）】 杉田一丁目及び四丁目、新杉田町 【洋光台駅（駅徒歩10分圏内）】 洋光台三～五丁目
港北	【日吉駅周辺】 箕輪町一～三丁目、日吉本町一丁目、日吉一～四丁目（駅徒歩10分圏内） 【綱島駅周辺】 綱島東一～六丁目 【日吉本町駅周辺】 日吉本町二～五丁目	戸塚	【戸塚駅（駅徒歩10分圏内）】 吉田町、戸塚町[①JR線線路より東側 ②国道1号（旧東海道）より西側（ただし、バスセンター前交差点から戸塚小学校入口交差点までの商業及び近隣商業地域を除く） ③戸塚小学校入口交差点より南側]、矢部町、上倉田町
栄	【大船駅周辺】 笠間一～五丁目 【本郷台（駅徒歩10分圏内）】 小菅ヶ谷一～三丁目、桂町、柏陽、本郷台一～二丁目		

【整備か所数について】

各エリアの整備か所数については、他の整備事業募集（認可保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育室）の申請状況等も踏まえ、総合的に判断し決定します。そのため、上記エリアでの申請であっても採択されない場合があります。

【お問合せ先】

<整備が必要な地域に関すること>

担当部署：こども青少年局保育対策課

電話番号：045-671-4469

メールアドレス：kd-hoikutaisaku@city.yokohama.jp

<設備基準や申請に関すること>

担当部署：こども青少年局こども施設整備課

電話番号：045-671-4146

メールアドレス：kd-koseibi@city.yokohama.jp

※整備の際の定員構成については、敷地規模や地域の実情等を踏まえて横浜市との協

議に応じていただきます。なお、保育ニーズの高い1歳児枠を確保するために、0歳児定員は原則設けないこととします。

※横浜保育室からの移行に関しては、上記エリア外での申請も受け付けます。

※横浜市大規模共同住宅の建築等に際する保育施設等の設置の協力要請に関する要綱に基づき、令和6年4月に向けては、神奈川区羽沢国大駅周辺及び港北区綱島駅東口周辺で開発事業者と調整中です。

横浜市民間保育所 建物・設備基準の一部緩和について

認可保育所の整備にあたっては、福祉のまちづくり条例の指定施設整備基準に適合している必要があります。

ただし、1 (1)～(4) の設備については代替措置を行うこと等によって「横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第4条」を満たすことができます。この場合、事前にこども青少年局に相談し、代替措置等の計画書について審査・確認を受ける必要があります。

また、2 (1)～(5) の設備で同条例に定める建築物移動等円滑化基準（バリアフリー法の基準）をやむを得ず満たすことができない場合は、同条例第24条に基づく建築局の許可を得る必要があります。

いずれの手続きを行う場合でも、まずは「保育所整備における建物・設備基準の一部緩和についての計画書」（様式1）を作成し、こども青少年局こども施設整備課の各事業担当者に提出しご相談ください。

1 こども青少年局との相談等で、指定施設整備基準への適合が緩和可能な設備

対象設備	指定施設整備基準	新築	既存建築物の改修
(1) 道等から利用居室までの経路 (保育室が1・2階のみの場合)	1 (1)ア、1 (2)	階の上下移動のためのエレベーターは非設置で可 ^{※1※2}	
(2) オストメイト用水栓器具	9 (2)イ(イ)	簡易設備で可 ^{※3}	
(3) 点状ブロック	5 (1)イ、6 (1)オ、 7 (1)エ	屋内のみ設置不要	
(4) 乳幼児用便所に設ける鏡	9 (1)エ(ウ)	設置サイズの緩和	

※1 エレベーターを非設置とした場合、新たに各階層に車いす使用者用便房が必要です。ただし、構造

上やむを得ない場合に限り、条例に基づく許可により設置数を緩和することが可能です(2 (3)参照)。

※2 駐車場（車いす使用者用駐車施設）を設ける場合は緩和できません。ただし、構造上やむを得ない場合に限り、条例に基づく許可により一部の施設で非設置とすることが可能です(2 (2)参照)。

※3 簡易設備についての詳細はお問い合わせください。

2 条例に基づく建築局の許可が必要となる設備

許可を検討される方は計画の早い段階^{※1}でこども青少年局こども施設整備課（事業所管課）にご相談のうえ、代替措置の手法等について建築局市街地建築課（許可窓口）との調整を行ってください。

※1 建築局で許可の可否の判断を行うには時間を要するので、早めにご相談ください。

対象設備	建築物移動等円滑化基準	既存建築物の改修
(1) エレベーター (保育室が3階以上の場合)	8 (1)の内、ア以外	既存エレベーターで可
(2) 車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路	1 (1)ウ、1 (2)	保育室が1・2階のみの場合、エレベーター非設置で可
(3) 利用居室から車いす使用者用便房までの経路	1 (1)イ、1 (2)	設置数の緩和（1か所で可）
(4) オストメイト用水栓器具	9 (2)イ(イ)	非設置で可（代替設備要）
(5) 階段に設ける手すり (一段程度の場合)	2 (1)ウ(7)、6 (1)ア	非設置で可

